

発熱等疑わしい症状時の対応

発熱等疑わしい症状や、疑わしい状態に置かれた場合のルールを取り決めました。
実際の対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

(A) あなたの症状が以下に該当する場合の対応 ⇒ 「自宅療養」

- ① 発熱（37.5℃以上を判断基準とします） ② 強い倦怠感、息苦しさ
③ 味覚、嗅覚異常 ④ 軽い風邪の症状（①②③に該当しない場合）

自宅療養時、毎日午前中に「体温と症状」を専務理事 or 事務局長に報告

YES

症状が改善した

NO

- 「相談先」から出社可の指示を受けた
- ④の症状しかなく、3日以内に回復した

職場復帰

- ①②③の場合 → 即「帰国者・接触者相談センター、もしくはかかりつけ医（以下、相談先）」へ連絡
 - ④が4日以上継続 → 「相談先」へ連絡
 - 重症化しやすい方（※）は、④であっても即「相談先」へ連絡
- （※）高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、免疫抑制剤・抗がん剤等を使用している方

(B) あなたが無症状であっても、疑わしい状態に置かれた場合の対応

- ⑤ 感染者とあなたが接触（指定あり）
⇒ 在宅勤務とし、毎日午前中に「体温と症状」を報告（原則2週間）
- ⑥ 感染者または濃厚接触者とあなたが接触（指定なし）
⇒ 出勤可
- ⑦ 同居家族や同居人（以下、家族）が、①～④の症状発症（指定なし）
⇒ 在宅勤務とし、家族が陽性、あなたが濃厚接触者となれば、⑤の対応へ
⇒ 在宅勤務とし、家族が陽性、あなたが濃厚接触者でなければ、⑥の対応へ
（指定あり、なし）：あなたに対する濃厚接触者指定有無のこと

YES

あなたに症状がない

NO

- ⑤の場合、「相談先」から出社可の指示を受けた
- ⑦の場合、家族が「陰性」であること、もしくは家族に④の症状しかなく、3日以内の回復を確認した

職場復帰

- ⑤⑥⑦いずれの場合も、あなたに疑わしい症状が出れば、(A)の対応に切り替え